



2月15日(水)から **過半数代表者選出投票** が始まります。

過半数代表者ってナニ？

・従業員の過半数を代表する者です。**管理監督者を代表者として選出する事はできません**

過半数代表者の役割ってナニ？

- ・36協定などの労使協定の締結
- ・就業規則の変更等に伴う意見聴取
- ・労働安全衛生委員会の委員の推薦

過半数代表者の要件と選出のための正しい手続

については、厚労省の資料にわかりやすく書いてありますので、下記URLにアクセスするか、QRコードを読み取り、資料の②をご覧ください。



<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000187490.pdf>

テンポラリースタッフを含む皆さんに関わる投票であり、私たちの**労働条件・環境改善に関わる代表者**を選出する大切な投票です！



私たちと共に現場で働く労働者こそ過半数代表者にふさわしいのですから
分会としては、**青瀧** さんを推薦します！

JR東労組は、立候補者を推薦することはあっても、皆さんの投票の自由には干渉しません。また不正のないよう公正に行わなければなりません。

特定の人物に投票するよう誘導・示唆・強制するようなことは万が一にもあってはなりません！

疑わしい点がありましたら、JR東労組(分会役員、ホームページからメール等)までお知らせください。

例えば・・・不正が発覚した場合、過半数代表者と締結した労使協定が無効になります。もし、無効な36協定の下で残業させたとすれば、労働基準法第32条違反となり**刑罰(懲役・罰金)**の対象となります。